

平成 22 年 1 月 25 日公布(経済産業省告示第 8 号)

【輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件】(抄録)

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から施行する。

平成二十二年一月二十五日

経済産業大臣 直嶋 正行

三の八の(5)を次のように改める。

(5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号。以下「障防法」という。)第二条第二項に定める放射性同位元素については、次のイ又はロに掲げる書類

イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあつては、障防法第九条第一項に規定する許可証の写し

ロ 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあつては、届出を行ったことを示す証明書